

## そごみ処理券(100円券)の販売を終了します

平成29年8月のそごみ処理手数料の改定(大400円、小200円)以降、そごみ処理券(100円券)の販売は市役所庁舎内の売店(Jショップてとて)のみにて行ってきましたが、改定から4年以上が経過していることから、新庁舎への移転(11月中旬予定)をもって販売を終了します。

なお、販売終了後も引き続き使用することは可能(例:100円券×2枚)ですので、既に1枚のみをお持ちの方など、そごみ処理券(100円券)を必要とされる方は、市役所庁舎の移転までにお買い求めください。

## 野外焼却(野焼き)は禁止されています！

### ごみの焼却について

廃棄物処理法により、野外焼却は下記の「例外として野外焼却が認められている行為」を除いて禁止されています。ドラム缶やブロック積み、簡易焼却炉(構造基準に適合しない焼却炉)でのごみの焼却も出来ません。違反した場合には、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金(またはこの併科)が科せられます。未遂でも罰せられますので、ご注意ください。

※タイヤ、プラスチック類、ビニール類、皮革類の焼却は、例外なく禁止です。

※庭や空き地での少量とは言えない剪定枝、雑草の焼却は行政指導の対象となります。剪定枝や雑草等を処分する場合は、燃やすごみとして出してください。

### <例外として野外焼却が認められている行為>

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの

### 周囲への配慮を忘れずに

例外として認められている場合であっても、煙や悪臭等で周囲の迷惑となっていると判断される場合は、行政指導の対象となります。例外行為の焼却をされる場合は、風向きや時間、廃棄物の量等を考慮し、火災に十分に留意してください。

また、消防署(☎0980-82-0119)に対して「火災と紛らわしい行為の届け出」を行ってください。なお、この届け出は、事前に焼却行為を把握し、誤報により消防が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、届け出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

## 令和3年「ハブ咬症防止運動」月間 期間:9月1日~11月30日



### 「注意で防ごうハブ咬症！ハブ対策は環境整備で！」

沖縄県では1年のうち、ハブの咬症被害が多く発生する9月から11月までの間を「ハブ咬症防止運動」月間として、広く県民や観光客の皆さんにハブ咬症被害を未然に防止するよう注意を呼びかけています。

ハブによる咬症被害は私たちの注意によって未然に防ぐことができます。以下の点に気をつけましょう。

- 草刈りやネズミの駆除など敷地内の環境整備を行い、ハブの生息・進入しにくい環境を整えましょう。
- 田畑や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分注意するよう心がけましょう。

もし、ハブに咬まれた場合は、激しい動きをしないで身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けてください。

参照:沖縄県HP ハブに気をつけよう!



## お問い合わせは環境課まで